

No	事業名	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 (対象数、単価等) ④事業の対象 (交付対象者、対象施設等)	公表用事業概要 一左は計画時の事業概要です。公表用事業概要として掲載しますので、簡略化して下記欄を作成してください。	事業 始期	事業 終期	総事業費 (円)	うち臨時交付金 (円)	一般財源 (円)	その他 (円)	事業実績	効果検証	担当課
1	村議会議場感染症予防対策事業	①村議会議場内は換気が悪く、ウィルスが持ち込まれた場合には感染リスクが高い状況である。そこでウィルス対策機能搭載の空気清浄機を取り入れることにより、コロナ禍においても安全な議会運営と傍聴を行うことが出来る。 ②備品購入費 ③160千円×3台=480千円 ④村議会議場	村議会議場内は換気が悪く、ウィルスが持ち込まれた場合には感染リスクが高い状況である。そこでウィルス対策機能搭載の空気清浄機を取り入れることにより、コロナ禍においても安全な議会運営と傍聴を行うことが出来る。	R4.5.1	R4.5.24	326,700	326,700	0	0	議場内において設置運用。ウィルス対策機能付き空気清浄機を使用することにより、安心安全な議会運営ができた。	議場内からのコロナ感染者を0人にする事ができた。	議会事務局
2	多良間村濃厚接触者島外滞在支援事業	①新型コロナウイルス感染症の陽性判明者の濃厚接触者と認定された方で島外での滞在を余儀なくされた方の宿泊費を助成することにより、安心できる居場所を確保し新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐとともに、対象者の負担を軽減することを目的とする。 ②食費等を除いた宿泊料と、保健所から濃厚接触者であると判断された期間で、最長1人1泊とする。 ③6千円×50人×14日=4,200千円 ④(1) 村内に在住又は在勤している陽性判明者が島外への移送が必要と医療機関が判断した者のうち、単身での移送が不可能であると判断し、その付き添いのため濃厚接触者となった者 (2) 村内の学校に通う者で、多良間村教育委員会が認める行事等により島外へ遠征し、遠征先で濃厚接触者となった者 (3) 保健所の指示により島外の療養所での療養期間を経て退所した者のうち、保健所から公共交通機関の使用を禁止されている者 (4) その他村長が認める者	新型コロナウイルス感染症の陽性判明者の濃厚接触者と認定された方で島外での滞在を余儀なくされた方の宿泊費を助成することにより、安心できる居場所を確保し新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐとともに、対象者の負担を軽減することを目的とする。	R4.4.1	R5.3.31	0	0	0	0	感染症の陽性判明者に島外滞在を余儀なくされた方がいなかったため、事業実績は無しとなった。	実績無しではあったが、発生したケースに備えての対応としては、効果的であったと考える。	総務財政課
3	教育関連施設(幼小中、社会教育施設)における新型コロナウイルス感染症予防対策事業	①新型コロナウイルス感染症予防対策として、教育関連施設、(幼小中、社会教育施設)等に感染予防物資を購入し、感染及び感染拡大への予防を徹底する。 ②感染対策物資の購入 ③消耗品220千円+備品602千円=822千円 ④幼稚園、小学校、中学校、コミュニティ施設、図書館、民俗学習館	新型コロナウイルス感染症予防対策として、教育関連施設、(幼小中、社会教育施設)等に感染予防物資を購入し、感染及び感染拡大への予防を徹底する。	R4.4.1	R5.3.20	678,946	678,946	0	0	各施設において、アルコール消毒やマスク着用、アクリルパネルの設置や消毒スタンドを設置し、感染拡大を抑えられる様にした。	感染拡大を最小限に抑える効果を得ることができた。	教育委員会
5	肥料価格高騰緊急対策事業	①円安やウクライナ情勢等により肥料価格が高騰し、新型コロナウイルスで経営圧迫を受けている農業経営者に対し、さらなる負担増となってしまうため、肥料の購入経費を補助することで、経営の安定や化学肥料の低減に向けた取組の促進を図ることを目的とする。 ②補助金・交付金 ③5,000袋×1,300円(上昇価格)×0.9×0.15 =878,000円 肥料コスト上昇分の15% ④農業者グループ	肥料価格が高騰している中、化学肥料の使用量の低減に向けて取り組む農業者に対して肥料コストの上昇分の一部を支援する	R4.11.1	R5.3.30	184,941	184,941	0	0	肥料を購入し申請のあった20戸の農家に対し支援を行った。	農業者の肥料価格の高騰に伴う上昇分を支援する事で生産コストの低減による農業経営の負担軽減が図られた。	産業経済課
6	畜産飼料高騰対策事業	①新型コロナウイルス感染拡大の影響による牛肉需要の低下や原油価格の高騰などの影響を受け飼料高騰により収益減した畜産農家に対し、経費の一部を支援することで、農家が前向きに経営の継続を図り需要促進に繋げることを目的とする。現在、多良間村で飼養されている牛に対し濃厚飼料の支援を行う。 ②牛については繁殖牛1頭あたり2,800円、子牛7,300円の交付金 ③牛(繁殖牛1,986頭×2,800円、子牛1,253頭×7,300円) 14,708,000円 ④畜産農家	新型コロナウイルス感染拡大の影響による牛肉需要の低下や原油価格の高騰などの影響を受け飼料高騰により収益減した畜産農家に対し、経費の一部を支援することで、農家が前向きに経営の継続を図り需要促進に繋げることを目的とする。	R4.4.1	R5.3.30	6,654,400	6,654,400	0	0	島内で畜産業に従事する72戸の農家に対し支援を行った。	農家が飼料高騰による生産費増加で出荷が前年比で5%以上減少しないよう出荷頭数を維持する。	産業経済課
7	WEB会議等用機器整備事業	①新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各種会議や講習会等がWEB会議に移行しており、本村においてもその環境の整備の充実に急務である。整備箇所を役場庁舎内と隣接するコミュニティ施設としており、コミュニティ施設は、地域住民も多数利用する施設であり、会議や講演会等も行われる。またワクチン接種会場ともなっており、モニターやプロジェクターは案内板としても活用出来、対応職員の人員削減にも期待出来る。機器一式の導入に係る経費。 ②備品購入費 ③ ・パソコン3台 110千円×3台=330千円 ・モニター3台(58型2台、43型1台) 58型2台 130千円×2台=260千円 43型1台 110千円×1台=110千円 ・移動式モニタースタンド3台 40千円×3台=120千円 ・スピーカーマイク3台 27千円×3台=81千円 ・WEBカメラ3台 15千円×3台=45千円 ・プロジェクター2台 160千円×2台=320千円 ・プロジェクタースタンド2台 28千円×2台=56千円 ・スクリーン2台 78千円×2台=156千円 合計 1,478千円×1.1=1,626千円 ④多良間村	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各種会議や講習会等がWEB会議に移行しているため、庁舎及びコミュニティ施設内のシステム環境の整備。コミュニティ施設は、ワクチン接種会場ともなっており、モニターやプロジェクターは案内板としても活用、対応職員の人員削減にも繋げる。	R5.3.1	R5.3.30	1,295,800	1,295,800	0	0	・パソコン3台 420千円 ・モニター3台(58型2台、43型1台) 58型2台 260千円 43型1台 110千円 ・移動式モニタースタンド3台 110千円 ・スピーカーマイク3台 30千円 ・プロジェクター1台 160千円 ・スクリーン1台 78千円 を導入。円滑なWEB会議の実施及びワクチン接種会場でのモニターでの案内板として活用。	WEB会議用の機器として各課にて利用。大画面のモニターやプロジェクターは、大人数での会議や、遠隔での講習会にも活用され利便性は非常に高い。	総務財政課
8	多良間村水道基本料金助成事業	①コロナ禍や原油価格・物価高騰に直面する水道利用者の経済的負担を軽減するために、基本料金3ヶ月分を免除する。 ②基本料金の減免に係る費用 ③水道基本料金:1,980円×対象世帯数660世帯×3ヶ月 = 3,920,400円 ≒ 3,921,000円 ④多良間村簡易水道事業会計	コロナ禍や原油価格・物価高騰に直面する水道利用者の経済的負担を軽減するために、基本料金3ヶ月分を免除する。	R5.1.1	R5.3.31	3,799,500	3,799,500	38,311	0	令和5年1月分=1,267,160円 令和5年2月分=1,275,080円 令和3年3月分=1,257,260円 を減免実施。	1世帯あたりの水道料金を減免することにより、経済的負担を軽減する効果があった。	住民福祉課
9	多良間村島内感染者療養施設確保事業	①新型コロナウイルス感染症の陽性判明者の濃厚接触者と認定された方の隔離施設として、緊急時にでも確実に利用出来る場所を確保するため、島内宿泊施設の一部を借り上げ、緊急時の対応と安心して療養出来る居場所を確保し新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐとともに、対象者の負担を軽減することを目的とする。 ②島内宿泊施設の借り上げに係る費用、また感染者増加に伴う緊急時に対応した、急遽借り上げた施設の利用料と光熱費に対する補助。 ③ (1)夢パティオ1棟(R4.4.1~R5.3.31)16,500円/日×365日=6,022千円 (2)その他緊急借り上げ施設使用料及び光熱費 216,589円 ・工場宿舍光熱費(R4.7.19~R4.9.30) ・その他宿泊施設 ④村内に在住又は在勤している陽性判明者が島外への移送が必要無く島内療養となった場合、かつ高齢者などリスクが高い同居家族がいる場合に療養所を利用する。	新型コロナウイルス感染症の陽性判明者の濃厚接触者と認定された方の隔離施設として、緊急時にでも確実に利用出来る場所を確保するため、島内宿泊施設の一部を借り上げ、緊急時の対応と安心して療養出来る居場所を確保し新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐとともに、対象者の負担を軽減することを目的とする。	R4.4.1	R5.3.31	5,585,983	5,585,983	0	0	実施期間内にて、7名の感染症患者が隔離する必要に迫られ、宿泊施設を利用することとなった。	感染症の陽性者及び濃厚接触者が発生した際に、家庭の事情などにより、隔離生活を余儀なくされた場合に際し、迅速に対応することが出来た。また常に受入出来る環境があることで、感染拡大の防止と村民の不安を取り除くことにも繋がった。	総務財政課